

平成28年度包括外部監査の結果 指摘事項の措置状況

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P 6 5	第1 高齢者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (8) 介護保険事業特別会計に対する監査結果 ① 高齢者支援センター（地域包括支援センター）管理運営事業	高齢者支援センターの委託業務に係る25件すべての随意契約において「委託業務随意契約理由書」の作成がなされていなかった。起案書には随意契約の理由の記載が行われており、随意契約とする理由の確認が実質的には行われているが、委託業務随意契約理由書は総務局総務部契約課平成26年4月25日の通知「委託業務随意契約理由書の作成について」で作成するよう求められており作成すべきである。	健康長寿課	平成29年度から「委託業務随意契約理由書」を作成しています。	措置済
P 6 8	第1 高齢者福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (8) 介護保険事業特別会計に対する監査結果 ② 介護予防普及啓発事業（広義）	介護予防普及啓発事業（狭義）の委託業務に係る随意契約において「委託業務随意契約理由書」の作成がなされていなかった。委託業務随意契約理由書の作成に代えて、起案書に随意契約とする理由の記載が行われており、随意契約とする理由の確認はなされているが、委託業務随意契約理由書は総務局総務部契約課平成26年4月25日の通知「委託業務随意契約理由書の作成について」で作成するよう求められており作成すべきである。	健康長寿課	平成29年度から「委託業務随意契約理由書」を作成しています。	措置済
P 1 4 5	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 保育・幼稚園課の事務事業に対する監査結果 ③ 公立保育所運営事業	中洲認定こども園において、公有財産（備品）の現物照合を行ったところ、現物がないものが2件あった。 定期的に備品の棚卸は実施しており、当該備品がないことは分かっていたが、廃棄届けの提出を忘れていたとのことである。 備品を処分した場合は廃棄届を速やかに提出すべきであり、その旨を現場担当者へ周知徹底することが重要である。	保育・幼稚園課	公立保育園及び認定こども園に対して、物品不用決定を速やかに行う旨の注意喚起を文書で行いました。加えて、平成29年3月の園長会においても注意喚起の内容を説明しました。	措置済

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P150	第3 児童福祉 2 個別の事務事業の監査結果 (5) 保育・幼稚園課の事務事業に 対する監査結果 ⑤ 公立保育所園舎耐震化事業	倉敷市暴力団排除条例が平成24年4月1日に 施行され、すべての事務事業を対象に排除に向 けた取り組みを検討する必要がある。また、運 用に当たっての留意事項が各所管課に周知され ているが、当該留意事項における排除に向けた 取組の中では、暴力団排除に係る契約解除条項 の創設が具体例として挙げられているにもかか わらず、修繕契約書に記載がない。 修繕契約書は、上記の留意事項における「排除 の例外」に該当するとは考えられないため、暴 力団排除に係る契約解除条項を追加する必要が ある。	保育・幼稚 園課	平成28年度中に、修繕契約書に暴力団排除に係る 契約解除条項を追加しました。	措置済
P222	第5 指導監査課 7 監査結果 (1) 全般事項について	監査等の結果資料を閲覧した結果、障がい児相 談支援事業所の結果ファイルホルダーの中に、 他事業所の改善報告書が混入していた。 不適切保管であり、今後このようなことがない ように、定期的な資料点検の実施等の対策が必要 である。	指導監査課	該当フォルダーに保管し直しました。 年度末の文書移管時に確認するとともに、綴り間違 いのないよう、ファイリング時に十分確認すること としました。	措置済
P224	第5 指導監査課 7 監査結果 (2) 指導監査について	監査等実施要綱第6条によると、「一般指導監 査は、別に定める指導監査の留意点及び着眼点 で定める項目について実施するものとする。」 とあり、別の定めについて質問した結果、「社 会福祉法人監査指導要綱の制定について (H13.7.23雇児発第487号、社援発1274号、老発 第273号)等の通知に添付されている指導監査事 項による」という回答であった。 第6条は、市が定めることを規定しているもの であり、現状では定めがされていない。この定 めを国からの通知とするのであれば、市はその 旨を定めるべきであると考えます。 指導監査の留意点及び着眼点については、対象 となる法人、施設にとっては重要な情報であり、 市は明確に公表すべきものである。	指導監査課	指導監査の留意点及び着眼点を別途定めて、ホーム ページに掲載しました。	措置済
P227	第5 指導監査課 7 監査結果 (3) 実地指導について	実地指導の結果として、事業所へ結果通知書 を送付し、文書指摘事項があった場合は、1か 月後を期日に改善報告書の提出を求めている。 改善報告書を閲覧した結果、提出が期限を大幅 に遅延したものがあった。文書指摘事項が多数 あり、改善に期間を要したものと思慮されるが、 期限内提出を指導すべきである。	指導監査課	期限を過ぎたものについて督促を行い、速やかに提 出するよう促すとともに、1カ月以上遅れる場合 には、今回の指摘以降、遅延理由書の提出を求 めています。今後、遅延することがないように指 導していきます。	措置済

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P 2 2 7	第5 指導監査課 7 監査結果 (3) 実地指導について	障害サービス事業所に対する実地指導と有料老人ホームに対する立入検査については、復命書が作成されていない。自主点検表と指導監査結果の参考欄をもって復命書としているとのことであるが、復命書は実地指導等を実施した結果を決裁するために作成するものであり、自主点検表と指導監査結果の参考欄がその代わりとはならないこと、また、他の指導監査や実地指導ではすべて復命書は作成されており、それと別の手続きをする合理的な理由は見当たらないことから、復命書は作成すべきと考える。	指導監査課	障害サービス事業所に対する実地指導と有料老人ホームに対する立入検査に関する復命書の書式を作成し、使用することとしました。	措置済

(公表日：平成29年8月30日 通知日：平成29年8月2日法第27号)